

アムンディ エス・エフ
SMBC・アムンディ プロテクトファンド
米ドルステップ 201809

ルクセンブルク籍／契約型／単位型公募外国投資信託（米ドル建）

運用報告書

（全体版）

作成対象期間
第3期

自：2020年1月1日
至：2020年12月31日

受益者のみなさまへ

毎々、格別のご愛顧にあずかり厚くお礼申し上げます。

さて、アムンディ エス・エフ-SMBC・アムンディ プロテクトファンド 米ドルステップ 201809（以下「ファンド」といいます。）は、このたび、第3期の決算を行いました。ここに、運用状況をご報告申し上げます。

今後とも一層のお引立てを賜りますよう、お願い申し上げます。

管理会社
アムンディ・ルクセンブルク・エス・エー

代行協会員
アムンディ・ジャパン株式会社

<1751011・1741029>

ファンドの仕組みは、以下のとおりです。

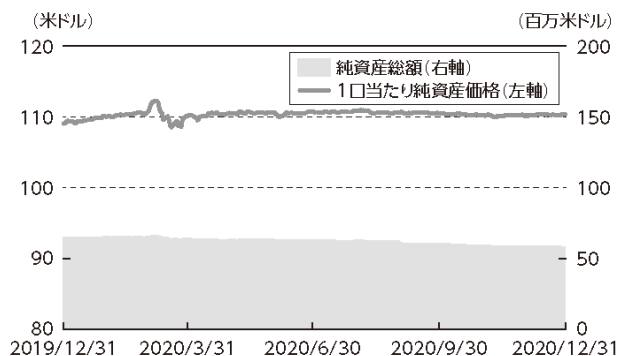
ファンド形態	ルクセンブルク籍／契約型／単位型公募外国投資信託（米ドル建）
信託期間	設定日（2018年9月13日）から満期日（2024年9月13日）まで
繰上償還	<p>●ファンドの満期日は、2024年9月13日です。満期日において、ファンドは清算され、投資運用会社を通じてすべての受益者の利益のために行為する管理会社は、可能な限り速やかに証券を換金し、受益者に純手取金を分配することを目指します。</p> <p>●いかなる時点においても、ファンドの純資産価額が5,000万ユーロを下回る場合、管理会社は、ファンドを設定しないか、または清算することを決定することができます。</p> <p>●管理会社および保管受託銀行は、その双方の合意により、事前の通知を条件として、ファンドまたはそのサブ・ファンド（またはその受益証券クラス）を、いつでも解散および清算することができます。</p>
運用方針	<p>ファンドは、推奨保有期間の最終日（満期日（2024年9月13日））に、投資額（米ドル建の当初募集価格）の100%を確保しつつ、信託期間中の信託財産の成長を目指します。</p>
主要投資対象	<p>ファンドは、投資を保守的運用（低リスク）部分および成長運用（高リスク）部分に配分して、新興国市場を含む世界の証券に直接または間接的に投資します。様々な償還期日の公社債（投資適格およびそれ以下の格付を含む）、株式、転換社債およびマネーマーケット証券に投資することもあります。また、コモディティ、不動産および通貨のエクスポージャーも取ることがあります。</p> <p>ファンドは資産の10%を超えて他のUCITS^{*1}およびUCI^{*2}に投資することもあります。</p> <p>ファンドは様々なリスクの低減、ポートフォリオの効率的な運用および様々な資産、市場および収益源に対するエクスポージャー（ロング、ショートとも）取得のためデリバティブを利用することもあります。どの時点でもファンドのロングポジションはショートポジションの債務等をカバーするための十分な流動性を確保します。</p> <p>※1 UCITS 欧州議会および理事会指令2009/65/ECに準拠する譲渡可能証券を投資対象とする投資信託</p> <p>※2 UCI UCITS以外の投資信託</p>
ファンドの運用方法	<p>ファンドは、市況の分析に基づいて、投資を継続的に保守的運用部分と成長運用部分に配分することで機動的な資産保全戦略を追求します。</p> <p>満期日の受益証券1口当たり純資産価格は、最低でも満期時におけるプロテクト価額*となります。</p> <p>*投資運用会社は、満期日の受益証券1口当たり純資産価格が満期時におけるプロテクト価額を上回ることを目指して運用します。なお、設定当初の満期時におけるプロテクト価額は、米ドル建の当初募集価格（1口当たり100米ドル）となります。</p> <p>設定後、1口当たり純資産価格が当初募集価格（100米ドル）の5%（同様に当初募集価格の5%毎）を超えた場合、満期時におけるプロテクト価額は当初募集価格の2.5%（同様に当初募集価格の2.5%毎）上昇します。一度上昇した満期時におけるプロテクト価額は下落しません。</p> <p>満期日の受益証券1口当たり純資産価格が、満期時におけるプロテクト価額を下回らないように、ファンドのための契約（保証契約*）をアムンディ・ルクセンブルク・エス・エー（管理会社）とクレディ・アグリコル・エス・エー（保証会社）と締結します。</p> <p>*保証契約とは、満期日の受益証券1口当たり純資産価格が満期時におけるプロテクト価額を下回らないために必要となる額を保証会社がファンドに支払うことで、満期日の受益証券1口当たり純資産価格を満期時におけるプロテクト価額で下回らないように確保する契約です。<u>かかる支払いは、満期日においてのみ行われます。</u>なお、ファンドに保証契約を付することについて、ファンドの信託財産から保証料が支払われます。</p>

<p>投資制限</p>	<p><u>リスク分散規則</u></p> <p>リスク分散の原則に従い、管理会社は、ファンドの資産の10%を超えて単一発行体の譲渡可能証券または短期金融市場商品に投資できず、また、ファンドの資産の20%を超えて同一機関への預金を行うことができない等の制限を課されています（ただし、一定の例外があります。リスク分散規則の詳細は有価証券報告書をご確認ください。）。</p> <p><u>投資制限</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ●管理会社は、運用しているすべてのUCITSに関し、発行体の経営に全体的に重大な影響を及ぼすことができる場合、議決権付投資証券を取得することはできません。 ●ファンドが属するアンブレラ・ファンドは、全体で、（i）同一発行体の発行済み無議決権株式の10%、（ii）同一発行体の発行済み債券の10%、（iii）単一発行体の短期金融市場商品の10%、または（iv）同一UCITSおよび／またはUCIの発行済み投資証券または受益証券の25%を超えてこれらを取得することはできません（ただし、一定の例外があります。）。 ●ファンドは、金融派生商品に関する自身のグローバル・エクスポージャーが自身のポートフォリオの合計正味価額を超えないことを確認します。 ●ファンドは、商品もしくは貴金属またはこれらを表象する証券を取得することはできません。 ●ファンドは、不動産または不動産に関するオプション、権利もしくは所有権に投資することはできません。 ●ファンドは、第三者のために貸付を行う、または保証を付与することはできません。 ●ファンドは、譲渡可能証券、短期金融市場商品またはその他の金融商品の空売りをを行うことはできません。
<p>分配方針</p>	<p>原則として分配は行わない方針です。</p>

I. 運用の経過等

(1) 当期の運用の経過および今後の運用方針

■ 当期の1口当たり純資産価格等の推移について



第2期末の1口当たり純資産価格	109.01米ドル
第3期末の1口当たり純資産価格	110.38米ドル (分配金額：該当事項はありません。)
騰落率	1.26%

(注1) 騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算しています。

(注2) 1口当たり分配金額は、税引前の分配金額を記載しています。

(注3) 分配金再投資1口当たり純資産価格は、税引前の分配金を分配時にファンドへ再投資したとみなして算出したもので、ファンド運用の実質的なパフォーマンスを示すものです。ただし、当期を含め、ファンドは分配の実績がないため、1口当たり純資産価格のみ表示しております。

(注4) 当期の分配金再投資受益証券1口当たり純資産価格は、第2期末の受益証券1口当たり純資産価格を起点として計算しています。

(注5) ファンドにベンチマークは設定されていません。

■ 1口当たり純資産価格の主な変動要因

上昇要因

2020年3月末以降、新型コロナウイルス感染拡大後、先進国各国・地域の中央銀行による緩和的な金融政策により米国国債が上昇したこと

下落要因

2020年2月から3月にかけて新型コロナウイルスの感染拡大を発端とした金融市場の混乱により、株式、社債および新興国国債が下落したこと

■ 分配金について

ファンドは、原則として分配は行わない方針です。当期において分配の実績はありません。

■ 投資環境について

1. 世界株式

2020年の世界株式市場は上昇しました。新型コロナウイルスのパンデミック（世界的大流行）により、戦後最大の世界的景気後退となり、2月から3月にかけて株価が大きく下落しました。しかし、株価は3月末頃から上昇に転じ、11月には新型コロナウイルスのワクチン承認の発表を受けてさらに上昇しました。ワクチンの承認、金融緩和策や財政政策などが支援材料となり、下半期を通じて景気は力強く回復しました。その結果、年初からの景気後退にもかかわらず、株式市場は堅調に推移し年末を迎えました。

2. 世界債券

2020年の世界債券市場は大幅に揺れ動き、主要国の国債利回りは当期を通じて低下（債券価格は上昇）しました。新型コロナウイルスの急速な感染拡大により、3月にはリスク回避姿勢が台頭しました。主要国の国債利回りは、中央銀行が大規模な金融緩和を行ったことから、3月にかけて急低下しました。特にFRB（米連邦準備理事会）は、3月に金利をゼロまで引き下げ、FRB史上初めて社債の購入を開始しました。4月以降は金利低下も一服し、各国の積極的な財政政策や経済再開による景気回復期待などから金利はやや上昇しましたが、金融緩和の長期化見通しから低位で推移しました。

社債市場は、3月には新型コロナウイルスの感染拡大を受けてスプレッド（国債との利回り格差）が急拡大したものの、以降はスプレッドの縮小と、特に国債利回りの大幅な低下のため、好調に推移しました。

3. 為替（米ドル対日本円、米ドル対ユーロ）

米ドルは2020年を通じて円およびユーロに対して下落しました。FRBが新型コロナウイルスによる景気後退を受けて超緩和策を実施したことから、米ドルは多くの先進国通貨をアンダーパフォーマンスしました。

■ ポートフォリオについて

当ファンドの運用開始以降、リスク資産（株式、社債、新興国債）と国債の間で慎重な資産配分を行いました。2020年の年初を振り返ると、経済成長および市場の見通しはポジティブで、当ファンドは積極的な資産配分を行いました。しかし、世界中で新型コロナウイルス感染が急速に拡大し、市場にリスク回避姿勢が台頭する中、多くの国でロックダウン（都市封鎖）が実施され、投資家はスプレッド拡大と経済活動の停滞を織り込み始めました。このような環境下、株式や社債を中心に広範な資産が大幅に下落したことで、当ファンドのパフォーマンスは下落しました。この下落を受けて株式のウエイトを3月の半ばに完全に削減しました。また、社債やハイイールド債などの組入れも3月末から4月にかけて削減しました。以降、当ファンドは、ファンドの償還日におおむね一致する満期日の米国国債を中心としたポートフォリオとしましたが、一部再び組入れた株式のエクスポージャーも維持しました。

当期末時点で、満期時におけるプロテクト価額は1口当たり105米ドルとなっています。

■ 投資の対象とする有価証券の主な銘柄

当期末現在における有価証券の主な銘柄については、後記「Ⅲ. ファンドの経理状況 (3) 投資有価証券明細表等」をご参照ください。

■ 今後の運用方針

新型コロナウイルスのパンデミックの収束目途は未だ立っていないものの、ワクチンに対する期待、財政・金融政策の支援および経済指標を踏まえると、リスク資産の投資環境は今後改善すると考えています。ただし、ワクチンの本格展開が遅れる場合や、政策ミックスに失望した場合などのリスクシナリオに備えて、ダウンサイドへの警戒感を維持する必要があります。当ファンドは引き続き、市場の大きな変動に備えて慎重な姿勢を維持しつつ、市場環境に応じて機動的な資産配分を行って参ります。

当ファンドは、引き続き満期時におけるプロテクト価額を注視するとともに、株式および債券等を適切な水準に維持しバランスのとれた資産配分とする、慎重な運用姿勢を継続する方針です。

(2) 費用の明細

純資産総額に対して最大年率1.55%を乗じた額がファンドの信託財産から支払われます。下記の手数料等の合計額が純資産総額に対する年率1.55%を乗じた額を超える場合、超過分は管理会社が負担します。

項目	支払先	項目の概要	
管理会社報酬 ^{※1}	管理会社	上限年率0.30%を毎月支払う (2020年12月末日現在、 0.261%)	ファンドの信託財産の管理業務
保管受託・支払代理・ 管理事務代行報酬	保管受託銀行 支払事務代行会社 管理事務代行会社	年率0.003~0.50%を毎月支 払う(2020年12月末日現在、 0.051%)	ファンドの信託財産の保管業 務、ファンドの支払代理人業務 および管理事務代行業務
保証料	保証会社	年率0.22%を四半期毎支払う (2020年12月末日現在、 0.205%)	ファンドの満期日の受益証券1 口当たり純資産価格に関する保 証業務
販売報酬 ^{※2}	管理会社	年率0.75%を毎月支払う (2020年12月末日現在、 0.752%)	受益証券の販売業務
代行協会員報酬	代行協会員	年率0.10%を四半期毎支払う (2020年12月末日現在、 0.100%)	目論見書、運用報告書等の日本 における販売会社への送付、受 益証券1口当たり純資産価格の 公表およびこれらに付随する業 務
<p>※1 投資運用会社報酬は、ファンドの信託財産の投資運用業務の対価として、管理会社報酬から支払われます。</p> <p>※2 管理会社を通じて、日本における販売会社に対し、年率0.38%の販売会社報酬が暦年の四半期毎に支払われます。</p>			
その他の費用・ 手数料(当期)	0.129%	年次税、専門家報酬、印刷および公告費、取引費用、その他の 手数料	

(注) 各報酬については、有価証券報告書に記載されている料率および金額を記載しています。「その他の費用・手数料(当期)」には運用状況等により変動するものや実費となる費用が含まれます。便宜上、当期のその他の費用・手数料の金額をファンドの当期末の純資産総額で除して100を乗じた比率を表示していますが、実際の比率とは異なります。
なお、当期(第3期)の有価証券報告書記載の財務諸表の損益計算書では、「その他の手数料」に保証料、海外販売会社報酬、店頭取引価格情報およびマイナス金利に対する支払利息が含まれ、「専門家報酬」に代行協会員報酬が含まれているため、上記の表において「その他の費用・手数料(当期)」の純資産総額に対する比率を求める際には、損益計算書における「その他の手数料」および「専門家報酬」から保証料、海外販売会社報酬、店頭取引価格情報、マイナス金利に対する支払利息および代行協会員報酬を控除することにより計算しています。

II. 直近10期の運用実績

(1) 純資産の推移

下記の各会計年度末および第2会計年度中の各月末の純資産の推移は、以下のとおりです。

	純資産価額		1口当たり純資産価格	
	(米ドル)	(百万円)	(米ドル)	(円)
第1会計年度末 (2018年12月末日)	61,366,162.87	6,688	99.18	10,809
第2会計年度末 (2019年12月末日)	64,985,063.27	7,082	109.01	11,880
第3会計年度末 (2020年12月末日)	58,439,488.29	6,369	110.38	12,029
2020年1月末日	65,406,551.98	7,128	110.00	11,988
2月末日	65,344,137.13	7,121	110.28	12,018
3月末日	64,487,998.93	7,028	110.15	12,004
4月末日	63,592,915.38	6,930	110.55	12,048
5月末日	63,642,891.88	6,936	110.64	12,058
6月末日	63,491,703.58	6,919	110.74	12,068
7月末日	62,952,136.55	6,861	110.85	12,080
8月末日	62,635,098.63	6,826	110.59	12,052
9月末日	60,536,843.05	6,597	110.51	12,043
10月末日	59,343,517.51	6,467	110.20	12,010
11月末日	59,007,000.20	6,431	110.30	12,020
12月末日	58,439,488.29	6,369	110.38	12,029

(注) 米ドルの円貨換算は、2021年4月30日現在の株式会社三井住友銀行の対顧客電信売買相場の仲値である1米ドル＝108.98円によります。以下同じです。

(2) 分配の推移

該当事項はありません。

(3) 販売及び買戻しの実績

下記会計年度における販売および買戻しの実績ならびに下記会計年度末日現在の発行済口数は、以下のとおりです。

会計年度	販売口数	買戻口数	発行済口数
第1会計年度	628,030 (628,030)	9,290 (9,290)	618,740 (618,740)
第2会計年度	0 (0)	22,590 (22,590)	596,150 (596,150)
第3会計年度	0 (0)	66,690 (66,690)	529,460 (529,460)

(注1) () 内の数は本邦内における販売口数、買戻口数および発行済口数です。

(注2) 第1会計年度の販売口数は、当初申込期間(2018年7月26日から2018年9月11日まで)中の販売口数を含みません。

(4) 純資産額計算書

(2020年12月末日現在)

	米ドル (IV. を除く。)	円 (IV. を除く。)
I. 資産総額	58,884,912.41	6,417,277,754
II. 負債総額	445,424.12	48,542,321
III. 純資産総額 (I - II)	58,439,488.29	6,368,735,434
IV. 発行済口数	529,460口	
V. 1口当たり純資産価格 (III/IV)	110.38	12,029

Ⅲ. ファンドの経理状況

財務諸表

- a. アムンディ エス・エフの日本において募集されたサブ・ファンド（以下「関係するサブ・ファンド」という。）の直近2会計年度の日本語の財務書類は、ルクセンブルクにおける法令に準拠して作成された原文の財務書類を翻訳したものである。これは「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」に基づき、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第131条第5項ただし書の規定の適用によるものである。
- b. 原文の財務書類は、アムンディ エス・エフおよび全てのサブ・ファンドにつき一括して作成されている。本書において原文の財務書類については、関係するサブ・ファンドに関連する部分のみを記載し、日本語の作成にあたっては関係するサブ・ファンドに関連する部分のみを翻訳している。ただし、「財務書類に対する注記」については、原文は全文を記載し、日本語は関係するサブ・ファンドに関連する部分のみを翻訳している。
- c. ファンドの原文の財務書類は、外国監査法人等（公認会計士法（昭和23年法律第103号）第1条の3第7項に規定する外国監査法人等をいう。）であるデロイト・オーディット・エス・エー・アール・エルから監査証明に相当すると認められる証明を受けており、当該監査証明に相当すると認められる証明に係る監査報告書に相当するもの（訳文を含む。）が当該財務書類に添付されている。
- d. 原文の財務書類は、米ドルで表示されている。日本語の財務書類には、主要な金額について、2021年4月30日現在の株式会社三井住友銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1米ドル=108.98円）で換算された円換算額が併記されている。

アムンディ エス・エフの受益者各位

ルクセンブルク大公国、ルクセンブルク L-2520、アレ・シャファー 5 番

承認された法定監査人の報告書

監査意見

我々は、アムンディ エス・エフ（以下「ファンド」という。）および各サブ・ファンドの2020年12月31日現在の純資産計算書および投資有価証券明細表、同日に終了した年度の運用および純資産変動計算書、ならびに重要な会計方針の概要を含む財務書類に対する注記で構成される、財務書類について監査を行った。

我々の意見では、添付の財務書類は、財務書類の作成および表示に関するルクセンブルクの法令上の要件に準拠して、ファンドおよび各サブ・ファンドの2020年12月31日現在の財務状態、ならびに同日に終了した年度の運用実績および純資産の変動について真実かつ公正に表示しているものと認める。

意見の根拠

我々は、監査業務に関する2016年7月23日法（以下「2016年7月23日法」という。）およびルクセンブルクの金融監督委員会（以下「CSSF」という。）が採用した国際監査基準（以下「ISAs」という。）に準拠して監査を行った。2016年7月23日法の下で、またISAsに準拠した我々の責任については、本報告書中の「財務書類の監査に関する公認の監査人の責任」の項において詳述されている。我々はまた、財務書類に対する我々の監査に関する倫理上の要件と共にルクセンブルクのCSSFが採用した、国際会計士倫理基準審議会の職業会計士のための国際倫理規程（国際独立性基準を含む。）（以下「IESBA規程」という。）に従ってファンドから独立した立場にあり、かかる倫理上の要件に基づきその他の倫理的な義務を果たしている。我々は、我々が入手した監査証拠が監査意見表明のための基礎を提供するのに十分かつ適切であると判断している。

その他の情報

管理会社の取締役会は、年次報告書に記載される情報で構成されるその他の情報（財務書類およびそれに対する公認の監査人の報告書は含まれない）に関して責任を負う。

財務書類に対する我々の意見は、その他の情報を対象としておらず、我々は、その他の情報に対していかなる形式の結論の保証も表明しない。

財務書類の監査に関する我々の責任は、その他の情報を精読し、当該情報が、財務書類もしくは我々が監査で入手した知識と著しく矛盾していないか、または重要な虚偽表示があると思われるかについて検討することである。我々が実施した調査に基づき、当該情報に重要な虚偽表示があるという結論に達した場合、我々はその事実を報告する義務がある。この点に関し、我々が報告すべき事項はない。

財務書類に対する管理会社の取締役会の責任

管理会社の取締役会は、財務書類の作成および表示に関するルクセンブルクの法令上の要件に準拠して財務書類の作成および適正表示、ならびに不正または誤謬のいずれに起因するかを問わず、重要な虚偽表示がない財務書類を作成するために必要であると管理会社の取締役会が決定する内部統制に関して責任を負う。

財務書類の作成において、管理会社の取締役会は、ファンドが継続企業として存続する能力を評価し、管理会社の取締役会がファンドの清算もしくは運用の中止を意図している、または現実的にそれ以外の選択肢がない場合を除き、該当する場合に継続企業の前提に関する事象を開示し、継続企業の会計基準を使用する責任を負う。

財務書類の監査に関する公認の監査人の責任

我々の監査の目的は、不正または誤謬のいずれに起因するかを問わず、財務書類に全体として重要な虚偽表示がないかどうかにつき合理的な保証を得ること、および監査意見を含む公認の監査人の報告書を発行することである。合理的な保証は高度な水準の保証ではあるが、2016年7月23日法およびルクセンブルグのCSSFが採用したISAsに準拠して行われる監査が、重要な虚偽表示を常に発見することを保証するものではない。虚偽表示は不正または誤謬により生じることがあり、単独でまたは全体として、当該財務書類に基づく利用者の経済的意思決定に影響を及ぼすことが合理的に予想される場合に、重要とみなされる。

2016年7月23日法およびルクセンブルグのCSSFが採用したISAsに準拠した監査の一環として、監査中、我々は専門的判断を下し、職業的懐疑心を保っている。また、以下も実行する。

- 不正または誤謬のいずれに起因するかを問わず、財務書類の重要な虚偽表示のリスクを認識および評価し、それらのリスクに対応する監査手続を策定および実行し、我々の監査意見表明のための基礎として十分かつ適切な監査証拠を得る。不正による重要な虚偽表示は共謀、偽造、意図的な削除、不正表示または内部統制の無効化によることがあるため、誤謬による重要な虚偽表示に比べて、見逃すリスクはより高い。
- ファンドの内部統制の有効性についての意見を表明するためではなく、状況に適した監査手続を策定するために、監査に関する内部統制についての知識を得る。
- 使用される会計方針の適切性ならびに管理会社の取締役会が行った会計上の見積りおよび関連する開示の合理性を評価する。
- 管理会社の取締役会が継続企業の会計基準を採用した適切性および、入手した監査証拠に基づき、ファンドが継続企業として存続する能力に重大な疑義を生じさせる可能性のある事象または状況に関連する重要な不確実性の有無について結論を下す。重要な不確実性が存在するという結論に達した場合、我々は、公認の監査人の報告書において、財務書類における関連する開示に対して注意喚起し、当該開示が不十分であった場合は、監査意見を修正する義務がある。我々の結論は、公認の監査人の報告書の日付までに入手した監査証拠に基づく。しかし、将来の事象または状況が、ファンドが継続企業として存続しなくなる原因となることがある。
- 開示を含む財務書類の全体的な表示、構成および内容について、また、財務書類が、適正表示を実現する方法で対象となる取引および事象を表しているかについて評価する。

我々は統治責任者に、特に、計画した監査の範囲および実施時期、ならびに我々が監査中に特定した内部統制における重大な不備を含む重大な監査所見に関して報告する。

デロイト・オーディット、公認の監査法人 (*Cabinet de Révision Agréé*)

ヤン・メリロー、承認された法定監査人 (*Réviseur d'Entreprises Agréé*)
パートナー

ルクセンブルク、2021年4月15日

注：アムンディ エス・エフ（以下「ファンド」という。）は各サブ・ファンドによって構成されているため、上記の承認された法定監査人の監査報告書は、ファンドおよび各サブ・ファンドの財務書類を監査対象としている。原文の財務書類には、現在ファンドを構成するすべてのサブ・ファンドの情報が掲載されているが、日本語の財務書類上、純資産計算書、運用および純資産変動計算書、受益証券比較計算書ならびに投資有価証券明細表については、日本で販売されるサブ・ファンドの情報のみが掲載されている。また、財務書類に対する注記については、日本で販売されたサブ・ファンドに関連しない注記は一部省略されている。



Deloitte Audit
Société à responsabilité limitée
20, Boulevard de Kockelschauer
L-1821 Luxembourg
Tel: +352 451 451
www.deloitte.lu

To the Unitholders of
Amundi S.F.
5, Allée Scheffer
L-2520 Luxembourg
Grand Duchy of Luxembourg

REPORT OF THE REVISEUR D'ENTREPRISES AGREÉ

Opinion

We have audited the financial statements of Amundi S.F. (the "Fund") and of each of its sub-funds, which comprise the statement of net assets and the statement of investments and other net assets as at December 31, 2020 and the statement of operations and changes in net assets for the year then ended, and notes to the financial statements, including a summary of significant accounting policies.

In our opinion, the accompanying financial statements give a true and fair view of the financial position of the Fund and of each of its sub-funds as at December 31, 2020, and of the results of their operations and changes in their net assets for the year then ended in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements relating to the preparation and presentation of the financial statements.

Basis for Opinion

We conducted our audit in accordance with the Law of 23 July 2016 on the audit profession (Law of 23 July 2016) and with International Standards on Auditing (ISAs) as adopted for Luxembourg by the "Commission de Surveillance du Secteur Financier" (CSSF). Our responsibilities under the Law of 23 July 2016 and ISAs as adopted for Luxembourg by the CSSF are further described in the "Responsibilities of the "réviseur d'entreprises agréé" for the Audit of the Financial Statements" section of our report. We are also independent of the Fund in accordance with the International Code of Ethics for Professional Accountants, including International Independence Standards, issued by the International Ethics Standards Board for Accountants (IESBA Code) as adopted for Luxembourg by the CSSF together with the ethical requirements that are relevant to our audit of the financial statements, and have fulfilled our other ethical responsibilities under those ethical requirements. We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion.

Other Information

The Board of Directors of the Fund's Management Company is responsible for the other information. The other information comprises the information stated in the annual report but does not include the financial statements and our report of the "réviseur d'entreprises agréé" thereon.

Our opinion on the financial statements does not cover the other information and we do not express any form of assurance conclusion thereon.

In connection with our audit of the financial statements, our responsibility is to read the other information and, in doing so, consider whether the other information is materially inconsistent with the financial statements or our knowledge obtained in the audit or otherwise appears to be materially misstated. If, based on the work we have performed, we conclude that there is a material misstatement of this other information, we are required to report this fact. We have nothing to report in this regard.

Responsibilities of the Board of Directors of the Fund's Management Company for the Financial Statements

The Board of Directors of the Fund's Management Company is responsible for the preparation and fair presentation of the financial statements in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements relating to the preparation and presentation of the financial statements, and for such internal control as the Board of Directors of the Fund's Management Company determines is necessary to enable the preparation of financial statements that are free from material misstatement, whether due to fraud or error.

In preparing the financial statements, the Board of Directors of the Fund's Management Company is responsible for assessing the Fund's ability to continue as a going concern, disclosing, as applicable, matters related to going concern and using the going concern basis of accounting unless the Board of Directors of the Fund's Management Company either intends to liquidate the Fund or to cease operations, or has no realistic alternative but to do so.

Société à responsabilité limitée au capital de 360.000 €
RCS Luxembourg B 67.895
Autorisation d'établissement 10022179

© Deloitte Audit, SARL

Responsibilities of the “réviseur d’entreprises agréé” for the Audit of the Financial Statements

The objectives of our audit are to obtain reasonable assurance about whether the financial statements as a whole are free from material misstatement, whether due to fraud or error, and to issue a report of the “réviseur d’entreprises agréé” that includes our opinion. Reasonable assurance is a high level of assurance, but is not a guarantee that an audit conducted in accordance with the Law dated 23 July 2016 and with ISAs as adopted for Luxembourg by the CSSF will always detect a material misstatement when it exists. Misstatements can arise from fraud or error and are considered material if, individually or in the aggregate, they could reasonably be expected to influence the economic decisions of users taken on the basis of these financial statements.

As part of an audit in accordance with the Law dated 23 July 2016 and with ISAs as adopted for Luxembourg by the CSSF, we exercise professional judgment and maintain professional skepticism throughout the audit. We also:

- Identify and assess the risks of material misstatement of the financial statements, whether due to fraud or error, design and perform audit procedures responsive to those risks, and obtain audit evidence that is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion. The risk of not detecting a material misstatement resulting from fraud is higher than for one resulting from error, as fraud may involve collusion, forgery, intentional omissions, misrepresentations, or the override of internal control.
- Obtain an understanding of internal control relevant to the audit in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the Fund’s internal control.
- Evaluate the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of accounting estimates and related disclosures made by the Board of Directors of the Fund’s Management Company.
- Conclude on the appropriateness of the Board of Directors of the Fund’s Management Company use of the going concern basis of accounting and, based on the audit evidence obtained, whether a material uncertainty exists related to events or conditions that may cast significant doubt on the Fund’s ability to continue as a going concern. If we conclude that a material uncertainty exists, we are required to draw attention in our report of the “réviseur d’entreprises agréé” to the related disclosures in the financial statements or, if such disclosures are inadequate, to modify our opinion. Our conclusions are based on the audit evidence obtained up to the date of our report of the “réviseur d’entreprises agréé”. However, future events or conditions may cause the Fund to cease to continue as a going concern.
- Evaluate the overall presentation, structure and content of the financial statements, including the disclosures, and whether the financial statements represent the underlying transactions and events in a manner that achieves fair presentation.

We communicate with those charged with governance regarding, among other matters, the planned scope and timing of the audit and significant audit findings, including any significant deficiencies in internal control that we identify during our audit.

For Deloitte Audit, *Cabinet de révision agréé*



Yann Ménilou

Yann Ménilou, *Réviseur d’entreprises agréé*
Partner

Luxembourg, April 15, 2021

(1) 貸借対照表

アムンディ エス・エフ

純資産計算書

2020年12月31日現在

	注記	アムンディ エス・エフ-SMBC・アムンディ プロテクトファンド 米ドルステップ 201809			
		2020年12月31日		2019年12月31日	
		米ドル	千円	米ドル	千円
資産					
有価証券、取得原価		52,356,437	5,705,805	59,357,140	6,468,741
有価証券に係る未実現純利益／(損失)		5,419,991	590,671	4,276,065	466,006
投資有価証券、時価	2	57,776,428	6,296,475	63,633,205	6,934,747
時価で購入された前払プレミアム・オプション契約	2,14	—	—	75,703	8,250
先物型オプション契約に係る未実現純利益	2,14	—	—	—	—
先渡為替契約に係る未実現純利益	2,9	—	—	—	—
金融先物契約に係る未実現純利益	2,8	—	—	72,115	7,859
スワップ契約に係る未実現純利益	2,15	—	—	—	—
逆レボ契約に係る未収金		—	—	—	—
銀行およびブローカー預託金		976,416	106,410	1,748,625	190,565
未収利息		117,099	12,761	34,336	3,742
未収分配金		—	—	—	—
発行未収金		506	55	—	—
有価証券売却未収金		—	—	—	—
設立費用、純額		14,463	1,576	46,760	5,096
その他の未収金		—	—	—	—
資産合計		58,884,912	6,417,278	65,610,744	7,150,259
負債					
当座借越／ブローカー未払金		—	—	—	—
時価で償却された前払プレミアム・オプション契約	2,14	—	—	24,862	2,709
先物型オプション契約に係る未実現純損失	2,14	—	—	—	—
先渡為替契約に係る未実現純損失	2,9	74,649	8,135	57,270	6,241
金融先物契約に係る未実現純損失	2,8	—	—	—	—
スワップ契約に係る未実現純損失	2,15	—	—	—	—
未払分配金		—	—	—	—
買戻未払金		105,338	11,480	32,679	3,561
有価証券購入未払金		—	—	258,957	28,221
未払費用		265,437	28,927	251,913	27,453
その他の未払金		—	—	—	—
負債合計		445,424	48,542	625,681	68,187
純資産		58,439,488	6,368,735	64,985,063	7,082,072

添付の注記は当財務書類の一部である。

(2) 損益計算書

アムンディ エス・エフ
運用および純資産変動計算書
2020年12月31日終了年度

	注記	アムンディ エス・エフ-SMBC・アムンディ プロテクトファンド 米ドルステップ 201809			
		2020年12月31日		2019年12月31日	
		米ドル	千円	米ドル	千円
収益					
分配金、純額	2	—	—	—	—
有価証券に係る利息	2	363,798	39,647	76,153	8,299
銀行預金に係る利息	2	3,842	419	18,647	2,032
スワップ契約に係る利息	2	—	—	—	—
逆レボ契約に係る収益		—	—	—	—
その他の収益	10, 19	—	—	918	100
収益合計		367,640	40,065	95,718	10,431
費用					
管理報酬	4	163,025	17,766	167,418	18,245
販売報酬	4	238,267	25,966	244,689	26,666
保管受託および管理事務代行報酬	6	23,489	2,560	38,594	4,206
年次税	7	29,002	3,161	22,987	2,505
専門家報酬		65,082	7,093	66,432	7,240
印刷および公告費		1,251	136	4,355	475
成功報酬	5	—	—	—	—
取引費用	17	2,424	264	6,721	732
注文の受理および回送手数料		—	—	—	—
スワップ契約に係る利息	2	—	—	—	—
レボ費用		—	—	—	—
その他の手数料	11, 19	414,657	45,189	448,214	48,846
費用合計		937,197	102,136	999,410	108,916
期首現在純資産価額		64,985,063	7,082,072	61,366,163	6,687,684
運用純収益／（損失）		(569,557)	(62,070)	(903,692)	(98,484)
有価証券売却に係る実現純利益／（損失）		525,200	57,236	770,296	83,947
為替に係る実現純利益／（損失）		66,895	7,290	41,715	4,546
先渡為替契約に係る実現純利益／（損失）		(119,062)	(12,975)	444,333	48,423
金融先物契約に係る実現純利益／（損失）		24,500	2,670	1,085,414	118,288
オプション契約に係る実現純利益／（損失）		(160,645)	(17,507)	(50,316)	(5,483)
スワップ契約に係る実現純利益／（損失）		—	—	—	—
実現純利益／（損失）		336,888	36,714	2,291,442	249,721
有価証券に係る未実現利益／（損失）の純変動		1,143,925	124,665	4,714,539	513,790
先渡為替契約に係る未実現利益／（損失）の純変動		(17,378)	(1,894)	(32,482)	(3,540)
金融先物契約に係る未実現利益／（損失）の純変動		(72,115)	(7,859)	(52,089)	(5,677)
オプション契約に係る未実現利益／（損失）の純変動		(12,875)	(1,403)	12,875	1,403
スワップ契約に係る未実現利益／（損失）の純変動		—	—	—	—
未実現利益／（損失）の当期純変動		1,041,557	113,509	4,642,843	505,977
運用の結果としての純資産の純増加／（減少）		808,888	88,153	6,030,593	657,214
発行／（買戻）、純額		(7,354,463)	(801,489)	(2,411,693)	(262,826)
分配金宣言額	13	—	—	—	—
連結された純資産の再評価		—	—	—	—
期末現在純資産価額		58,439,488	6,368,735	64,985,063	7,082,072

添付の注記は当財務書類の一部である。

アムンディ エス・エフ
受益証券統計表

アムンディ エス・エフ-SMBC・アムンディ プロテクトファンド 米ドルステップ 201809

	ISIN	2020年12月31日 受益証券口数		2020年12月31日	2019年12月31日	2018年12月31日
				受益証券 1口当たり 純資産価格	受益証券 1口当たり 純資産価格	受益証券 1口当たり 純資産価格
クラスW1受益証券-非分配型	LU1845134714	529,460,000	米ドル	110.38	109.01	99.18
純資産総額			米ドル	58,439,488	64,985,063	61,366,163

添付の注記は当財務書類の一部である。

アムンディ エス・エフ
財務書類に対する注記
2020年12月31日現在

注1 はじめに

アムンディ エス・エフ（以下「ファンド」という。）は、複数の独立したサブ・ファンド（以下、個別にまたは総称して「サブ・ファンド」という。）を有する契約型投資信託（*Fonds Commun de Placement*）（以下「FCP」という。）として設立されている。ファンドは、2003年6月6日に設立された譲渡可能証券を投資対象とする投資信託（以下「UCITS」という。）であり、投資信託に関する2010年12月17日付ルクセンブルク法（改正済）のパートIに基づき適格である。ファンドは、直近では2018年6月29日付で更新され、2018年7月16日付で会社公告集（*Recueil Electronique des Sociétés et Associations*）（以下「RESA」という。）において公告された、期末現在有効な約款に準拠している。

ファンドは、2010年12月17日法（改正済）の第15章に基づく株式会社（*société anonyme*）の形式で設立された会社であり、登録番号B57.255で商業および法人登記所に登録され、ルクセンブルクに登録事務所を有するアムンディ・アセット・マネジメント・エス・エー・エスの完全子会社であるアムンディ・ルクセンブルク・エス・エー（以下「管理会社」という。）によって管理される、法人化されていない証券およびその他の資産の集合体である。管理会社は、1996年12月20日に無期限で設立された。管理会社の定款は、1997年1月28日にメモリアルで公告され、直近では2018年1月1日に改正された。

異なるサブ・ファンドの資産は、それぞれの投資方針および投資目的に従って個別に投資される。すべてのサブ・ファンドはユーロまたは米ドル建てであり（以下「基準通貨」という。）、各サブ・ファンドのすべての資産および負債は各サブ・ファンドの基準通貨で評価される。

受益者は、ユーロ、米ドルおよびスイス・フランまたは管理会社の取締役会の決定に基づくその他の兌換通貨で購入することが認められている。ユーロ以外の通貨での受益証券1口当たり純資産価格（以下「1口当たりNAV」という。）は、ユーロでの1口当たりNAVへ日々換算して表示される。

2020年1月27日付で、ソシエテ・ジェネラル・バンク・アンド・トラストの名称は、ソシエテ・ジェネラル・ルクセンブルクに変更された。

以下のサブ・ファンドが合併した：

関係するサブ・ファンドなし。

以下のサブ・ファンドが償還した：

関係するサブ・ファンドなし。

2020年12月31日現在、以下の22サブ・ファンドが運用されていた：

債券型サブ・ファンド

関係するサブ・ファンドなし。

エクイティ型サブ・ファンド

関係するサブ・ファンドなし。

アブソリュート・リターン型サブ・ファンド

関係するサブ・ファンドなし。

マルチ・アセット型サブ・ファンド

関係するサブ・ファンドなし。

コモディティー型サブ・ファンド

関係するサブ・ファンドなし。

元本保証型サブ・ファンド

アムンディ エス・エフ-SMBC・アムンディ プロテクトファンド 米ドルステップ 201803

アムンディ エス・エフ-SMBC・アムンディ プロテクトファンド 米ドルステップ 201809

2020年12月31日現在運用中の受益証券クラスの詳細は「受益証券統計表」に記載されており、受益証券クラスの記載事項は最新の英文目論見書に開示されている。

注2 重要な会計方針

財務書類の表示

本財務書類は、ルクセンブルクにおける譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託に関する法令およびルクセンブルクで一般に認められた会計原則に準拠して作成されている。

本財務書類は、投資有価証券の入手可能な最新の市場価格に基づいて当期の最終営業日に計算された純資産価額（以下「NAV」という。）を反映している。

投資有価証券またはその他の投資の評価

以下の価格決定方針が適用される。

- ・ **投資有価証券の評価**—証券取引所または規制された市場もしくは他の規制された市場において上場または取引されている投資有価証券は、関連する評価日の午後6時（ルクセンブルク時間）時点における入手可能な最新の価格で評価される。ただし、アムンディ・エス・エフ-ヨーロッパ・エクイティ・オプティマル・ボラティリティ サブ・ファンドにおいては午前10時（ルクセンブルク時間）時点における入手可能な最新の価格で評価される。各サブ・ファンドの（買い／中間／売り）価格算定ルールは、ファンドの管理会社の取締役会によって定期的に見直され、また各サブ・ファンドの投資サイクルおよび／または投資目的に合わせて適応されることがある。該当日にサブ・ファンドのポートフォリオに保有されている資産が証券取引所または規制された市場もしくは他の規制された市場において上場または取引されていない場合、または証券取引所において上場もしくは取引されているか、もしくはかかる市場において取引されている資産に関し、（前段落に従って決定される）入手可能な最新の価格が関連する資産の適正市場価額を示していない場合、かかる資産の価額は、管理会社の取締役会によって慎重に、かつ誠意をもって決定される合理的に予想できる売却価格に基づくものとする。
- ・ **オープン・エンド型およびクローズド・エンド型投資信託**—オープン・エンド型投資信託の受益証券または投資証券は、決定され入手可能な最新の純資産価額で評価されるものとし、また、かかる価格が当該資産の適正市場価額を示していない場合には、管理会社の取締役会によって慎重に、かつ誠意をもって価格が決定される。クローズド・エンド型投資信託の受益証券または投資証券は、入手可能な最新の時価で評価されるものとする。
- ・ **先渡為替契約**—先渡為替契約は、満期までの期間において「純資産計算書」日の適用される先物レートで評価される。先渡為替契約に係る未実現純利益および損失は「純資産計算書」に計上され、先渡為替契約に係る実現純利益／（損失）および未実現利益／（損失）の純変動は「運用および純資産変動計算書」に計上される。ファンドはまた、ヘッジ付受益証券クラスも発行する。ヘッジ付受益証券クラスのために使用された先渡為替契約に係るすべての利益／（損失）は、関連する受益証券クラスにのみ割り当てられる。
- ・ **金融先物契約**—金融先物契約は、公認の証券取引所において入手可能な取引価格で（上述の「投資有価証券の評価」に記載された価格決定方針に従って）評価される。先物契約を締結する際、当初証拠金の差入れは現金で行われる。変動証拠金と呼ばれるその後の支払いは、サブ・ファンドにより定期的に行われるか、受領され、また、未決済の先物契約の時価の変動に基づく。金融先物契約に係る未実現純利益および損失は「純資産計算書」に計上され、金融先物契約に係る実現純利益／（損失）および未実現利益／（損失）の純変動は「運用および純資産変動計算書」に計上される。当該契約が終了した場合、関連するサブ・ファンド

は、取引開始時と取引終了時の手取金（または費用）の差額と同額の実現利益または損失を計上する。

- ・ **前払プレミアム・オプション契約**—サブ・ファンドが前払プレミアム付きのオプション契約を購入した場合、サブ・ファンドはプレミアムを支払い、当該プレミアムに等しい金額が資産として計上される。サブ・ファンドが前払プレミアム付きのオプションを売却した場合、サブ・ファンドはプレミアムを受領し、当該プレミアムに等しい金額が負債として計上される。

資産または負債は、オプション契約の現在の時価を反映するために日々調整される。

証券取引所または規制された市場もしくは他の規制された市場において上場または取引されているオプション契約は、取引価格で（上述の「投資有価証券の評価」に記載された価格決定方針に従って）評価される。店頭オプションは、第三者の代理人により日々計算される価格に基づき取引相手方から受領した価額に対して検証された時価で評価される。

最新の公表価格がオプションを代表する価格でない場合、その評価は、管理会社の取締役会によって慎重に、かつ誠意をもって見積もられる潜在的売却価格に基づく。

オプションが行使されずに期限切れとなった場合、サブ・ファンドは、受領されたか、支払われたプレミアムの範囲で、利益または損失を現金化する。受領されたか、支払われたプレミアムならびにオプション契約からの未実現純利益および損失は、「時価で購入された前払プレミアム・オプション契約」または「時価で償却された前払プレミアム・オプション契約」の勘定残高において「純資産計算書」に計上される。

オプション契約に係る実現純利益／（損失）および未実現利益／（損失）の純変動は「運用および純資産変動計算書」に計上される。

- ・ **先物型オプション契約**—先物型オプション契約は、公認の証券取引所において入手可能な取引価格で（上述の「投資有価証券の評価」に記載された価格決定方針に従って）評価される。契約締結時の当初証拠金の差入れは現金で行われる。変動証拠金と呼ばれるその後のプラスまたはマイナスのキャッシュ・フローは、サブ・ファンドにより定期的に行われるか、受領され、また、未決済のオプション契約の時価の変動に基づく。当該契約が終了した場合、関連するサブ・ファンドは、取引開始時と取引終了時の手取金（または費用）の差額と同額の実現利益または損失を計上する。

先物型オプション契約に係る未実現純利益および損失は、「純資産計算書」に計上される。

先物型オプション契約に係る実現純利益／（損失）および未実現利益／（損失）の純変動は「運用および純資産変動計算書」に計上される。

- ・ **スワップ契約**—サブ・ファンドは、金利スワップ、スワップション、インフレ連動スワップ、クレジット・デフォルト・スワップおよびトータル・リターン・スワップなど、様々な種類のスワップ契約を締結することができる。スワップ契約に係る未実現純利益および損失は、「純資産計算書」に計上される。スワップ契約に係る実現純利益／（損失）および未実現利益／（損失）の純変動は「運用および純資産変動計算書」に計上される。スワップ契約は、管理会社の取締役会によって確立された手続きに従って、慎重に、かつ誠意をもって決定される公正な時価で評価される。

スワップ契約は、純資産価額の算出日ごとに時価で評価される。時価は、当該契約に規定された要素の評価に基づき、また、第三者の代理人、マーケット・メーカーまたは管理会社の取締役会によって確立された手続きに従って内部モデルから取得される。

スワップ契約に係る実効利息費用／収益は、その全額が「運用および純資産変動計算書」に計上される。スワップ契約に係る未払費用／未収収益は、純資産価額の算出日ごとに各スワップ契約ごとで相殺され、また、その結果による純残高は、スワップ契約ごとに、スワップ契約に係る利息費用またはスワップ契約に係る利息収益のいずれかとして「運用および純資産変動計算書」に掲載される。

- ・ **収益**—利息収益は、日次ベースで計上される。分配金は、源泉徴収された源泉徴収税を控除した金額で表示され、分配の権利落ち日に収益として計上される。
- ・ **実現純利益および損失**—実現純利益および損失は、期中における有価証券およびその他の投資有価証券、金融先物契約、先渡為替契約、オプション、差金決済取引（CFD）、スワップおよびその他の投資有価証券の

取引により利益または損失、ならびに期末におけるその他の外貨建資産および外貨建負債の再評価から生じる差額から構成される。実現純利益および損失は、先入先出法（以下「FIFO」という。）が適用される先物契約とCFDを除いて、売却投資有価証券の加重平均費用に基づいて決定される。

- ・ **連結財務書類**—各サブ・ファンドの数字は、それぞれの基準通貨で提示される。連結財務書類はユーロで表示されており、異なる通貨によるサブ・ファンドの純資産の合計は、期末現在の実勢為替レートでユーロに換算される。連結財務書類は、情報提供のみを目的として提示される。

期末現在、サブ・ファンドが同一アンブレラの他のサブ・ファンドに対して実施した投資の価額は25,053,017ユーロであり、連結純資産の0.70%に相当する。したがって、サブ・ファンド間における投資を除いた期末現在の連結純資産の合計は、3,516,878,514ユーロとなる。

- ・ **証券貸付**—サブ・ファンドは、借手にポートフォリオの証券を貸し付けることができる。この取引を保証するため、サブ・ファンドは担保を受領する。貸付証券は第三者ブローカーに引き渡され、これらの資産はサブ・ファンドのポートフォリオの一部として評価され続ける。貸付が終了した場合、サブ・ファンドは受領した担保を借手に返却しなければならない。貸付は、当事者によっていつでも終了することができる。証券貸付は、契約上の取り決めに従ってサブ・ファンドに追加の収益を発生させる。当該報酬は、「運用および純資産変動計算書」に計上される。

注3 2020年12月31日現在使用された換算レート

関連するサブ・ファンドの基準通貨以外の通貨で表示された資産および負債は、2020年12月31日現在の実勢為替レートで換算される。外国為替運用に生じる利益および損失は、「運用および純資産変動計算書」に計上される。外貨での取引は、取引日の実勢為替レートで関連するサブ・ファンドの基準通貨に換算される。

2020年12月31日現在使用された換算レートは、以下のとおりである。

1ユーロ＝

1.58560	オーストラリア・ドル
6.35535	ブラジル・レアル
1.55880	カナダ・ドル
1.08155	スイス・フラン
869.33240	チリ・ペソ
7.94900	オフショア人民元
8.00180	オンショア人民元
4,185.15300	コロンビア・ペソ
26.26200	チェコ・コルナ
1.95583	ドイツ・マルク
7.44345	デンマーク・クローネ
0.89510	英ポンド
9.48725	香港ドル
362.68500	ハンガリー・フォリント
17,190.87900	インドネシア・ルピア
3.92860	イスラエル・シェケル
89.40175	インド・ルピー
126.32545	日本円

1ユーロ＝

1,329.14240	韓国ウォン
24.37985	メキシコ・ペソ
4.92175	マレーシア・リンギット
10.47600	ノルウェー・クローネ
1.69940	ニュージーランド・ドル
58.75915	フィリピン・ペソ
4.55895	ポーランド・ズウォティ
4.86745	ルーマニア・レウ
90.49915	ロシア・ルーブル
4.59030	サウジアラビア・リヤル
10.04850	スウェーデン・クローネ
1.61710	シンガポール・ドル
36.65755	タイ・バーツ
9.09405	トルコ・リラ
34.37930	台湾ドル
1.22355	米ドル
17.97245	南アフリカ・ランド

注4 管理報酬、投資運用報酬および販売報酬

管理報酬は各サブ・ファンドの純資産価額に対する割合であり、その範囲は、英文目論見書に従って、関連するサブ・ファンドおよび受益証券クラスによって年率0.25%から年率2.25%の間である。

クラスX受益証券については、管理報酬が管理会社によって受益者から直接請求および徴収され、サブ・ファンドには請求されず、純資産価額にも反映されない。

2020年12月31日現在、実際に適用された管理報酬の料率は、以下のとおりである。

サブ・ファンド	クラスA 受益証券	クラスB 受益証券	クラスC 受益証券	クラスE 受益証券	クラスF 受益証券	クラスG 受益証券	クラスH 受益証券	クラスI 受益証券	クラスP 受益証券	クラスR 受益証券	クラスU 受益証券	クラスW 受益証券	クラスW1 受益証券
アムンディ エス・エフ —SMBC・アムンディ プロテクトファ ンド 米ドルステップ 201803	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	0.26%
アムンディ エス・エフ —SMBC・アムンディ プロテクトファ ンド 米ドルステップ 201809	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	0.26%

* 運用開始されていない、および／または該当なし。

販売報酬（該当する場合）は、各サブ・ファンドの純資産価額に対する割合であり、その範囲は、英文目論見書に従って、関連する受益証券クラスによって年率0.00%から年率1.50%（上限）の間である。

2020年12月31日現在、実際に適用された販売報酬の料率は、以下のとおりである。

サブ・ファンド	クラスA 受益証券	クラスB 受益証券	クラスC 受益証券	クラスE 受益証券	クラスF 受益証券	クラスG 受益証券	クラスH 受益証券	クラスI 受益証券	クラスP 受益証券	クラスR 受益証券	クラスU 受益証券	クラスW 受益証券	クラスW1 受益証券
アムンディ エス・エフ —SMBC・アムンディ プロテクトファ ンド 米ドルステップ 201803	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	0.75%
アムンディ エス・エフ —SMBC・アムンディ プロテクトファ ンド 米ドルステップ 201809	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	0.75%

* 運用開始されていない、および／または該当なし。

管理報酬および販売報酬は、いずれも、サブ・ファンドおよび受益証券クラスの純資産価額に基づき、各評価日に算出されかつ発生し、毎月後払いで支払われる。

投資運用会社は、ファンドの約款に従って、管理会社により管理報酬の中からその報酬の支払いを受ける。

注5 成功報酬

管理会社は、英文目論見書に記載されるとおり、運用期間中に特定のサブ・ファンドの特定のクラスの受益証券1口当たり純資産価格がベンチマークまたはパフォーマンス目標を上回った場合に当該受益証券クラスについて成功報酬を稼得することができる。

運用期間は、運用開始日から満期日までを運用期間とする一部のサブ・ファンド（ハイ・イールド・アンド・エマージング・マーケット・ボンド・オポチュニティーズ2021、セービング・ボックスⅠ、セービング・ボックスⅡおよびセービング・ボックスⅢ）を除き、暦年末である。

25%の上限界率で（該当する場合には受益証券クラスに応じて）設定される成功報酬は、運用期間中の関連する受益証券クラスの発行および買戻しに応じて調整されたベンチマークまたはパフォーマンス目標を超えて増加した、当該クラスの資産の増加を参照して算出される。算出方法は以下のとおりである。

- 1) ベンチマークまたは運用利益がプラスである場合、管理会社は、関連する受益証券のクラスが運用期間中それぞれのベンチマークを超えて達成した業績に対して、該当する場合には、（以下に定義された）ハイ・ウォーターマーク原則に基づき、英文目論見書の別表Ⅰに記載される割合と同等の成功報酬を稼得する。
- 2) 運用期間中にサブ・ファンドのベンチマークまたはパフォーマンス目標が低下した場合、管理会社は、関連する受益証券のクラスが運用期間中達成したプラスのパフォーマンスに対して、該当する場合には、ハイ・ウォーターマーク原則に基づき、英文目論見書の別表Ⅰに記載される割合と同等の成功報酬を稼得する。
- 3) クラスのパフォーマンスがハイ・ウォーターマークおよびベンチマークまたはパフォーマンス目標を超えたが、ハイ・ウォーターマークに対する超過パフォーマンスがベンチマークまたはパフォーマンス目標の超過パフォーマンスより少ない場合、成功報酬は、ベンチマークまたはパフォーマンス目標ではなくハイ・ウォーターマークに対する超過パフォーマンスの割合を参照して算出される。

英文目論見書に定義されるように、ハイ・ウォーターマーク原則は、成功報酬が支払われていない場合の受益証券1口当たり純資産価格を以下のとおり設定する。

関連するクラスに最終成功報酬が支払われた場合は受益証券1口当たり純資産価格、関連するクラスに成功報酬が支払われていない場合はそのクラスの運用開始時の受益証券1口当たり純資産価格、または、関連するクラスに成功報酬が初めて導入された場合にはそのクラスが成功報酬を導入した日の直前の営業日の受益証券1口当たり純資産価格が設定される。

ベンチマークまたはパフォーマンス目標は、別段の定めがない限り、トータル・リターン・インデックスに基づく管理報酬およびその他の手数料の総額で算出される。

（債券型サブ・ファンド以外の）クラスF受益証券に関しては、パフォーマンス計算は「価格指数」（すなわち、ベンチマークまたはパフォーマンス目標から分配金を控除したもの）で行われる。

クラスX受益証券に関しては、成功報酬は、もしあれば、管理会社によって受益者から直接請求および徴収され、純資産価額には反映されない。

注6 保管受託銀行および支払事務代行会社、管理事務代行会社、登録事務代行会社および名義書換事務代行会社

保管受託銀行および支払事務代行会社、管理事務代行会社、ならびに登録事務代行会社および名義書換事務代行会社は、関連するサブ・ファンドの資産から、以下の業務の対価として報酬を受領する。

- ・ **保管受託銀行および支払事務代行会社**：当該報酬は、毎月末日の各サブ・ファンドのポートフォリオ価額に対する割合である。その範囲は、関連するサブ・ファンドの資産が保有される場所によって、年率0.003%から年率0.50%の間である。当該報酬は、各評価日に算出されかつ発生し、毎月後払いで支払われる。
- ・ **管理事務代行会社**：当該報酬は、提供される主な業務の対価として年率0.01%の金額が、関連するサブ・ファンドの純資産価額に基づき、各評価日に算出されかつ発生する。当該報酬は、毎月後払いで支払われる。
- ・ **登録事務代行会社および名義書換事務代行会社**：提供された業務に対する報酬の主な構成要素は、運用中の受益証券クラスの数、顧客の口座の数および処理された取引の数である。

注7 ファンドの課税一年次税

ルクセンブルクの現行法に基づき、ファンドは法人所得税またはキャピタル・ゲイン税を課せられない。ファンドは、暦四半期末時点の各サブ・ファンドの純資産価額に基づき年率0.05%の、四半期ごとに算出されかつ発生する、サブスクリプション税である年次税 (*Taxe d'abonnement*) が課せられる。ただし、当該税は、適格な機関投資家のみを目的とする受益証券クラスに関連する場合、ならびにサブ・ファンドが短期金融市場商品および与信金融機関への預金への集合投資のみを目的とする場合、純資産価額の0.01%に減額される。

2010年12月17日法（改正済）の第175条(a)に従って、年次税が既に課せられた投資信託に投資される純資産は、当該税を免除される。ファンドが受領した利息収益および分配金収益には、発生した国の回収不能な源泉徴収税が課せられることがある。

注8 先物契約の未決済ポジション

2020年12月31日現在、一部のサブ・ファンドは先物契約の以下のポジションを保有している。

すべての上場された先物のブローカーは、ソシエテ・ジェネラルである。

・ アムンディ エス・エフ・SMBC・アムンディ プロテクトファンド 米ドルステップ 201803

契約数 購入/売却	銘柄	満期	通貨	コミットメント 米ドル	未実現評価益/評価損 米ドル
63	US 5 YR NOTE FUTURE	2021年4月	米ドル	6,287,449.14	16,765.78
				合計:	16,765.78

注9 先渡為替契約の未決済ポジション

2020年12月31日現在、一部のサブ・ファンドは先渡為替契約の以下の未決済ポジションを保有している。

・ アムンディ エス・エフ・SMBC・アムンディ プロテクトファンド 米ドルステップ 201809

	通貨	金額 米ドル
受取通貨	米ドル	2,802,382.99
		合計:
		2,802,382.99
支払通貨	ユーロ	2,877,031.56
		合計:
		2,877,031.56
		合計:
		-74,648.57

すべての未決済契約の最終期日は2021年1月29日である。

先渡為替予約のカウンターパーティーは、HSBCである。

注10 その他の収益

「運用および純資産変動計算書」の「その他の収益」の金額には、主に源泉徴収税の還付請求およびクラス・アクションからの収益、割り戻し報酬、ならびに償還報酬が含まれる。

注11 その他の手数料

「運用および純資産変動計算書」の「その他の手数料」の残高には、その他の税金ならびに利息および銀行手数料が含まれる。

注12 ポートフォリオ変動計算書

2020年12月31日終了年度のポートフォリオの変動の一覧表は、ファンドの管理会社の登録事務所において無料で入手可能である。

2020年12月31日現在未決済のデリバティブ契約に関連するすべての詳細は、財務書類に対する注記に記載されている。

注13 分配金

- ・ **分配型クラス**：当該クラスは、日次ベースで、生じた純収益に基づく金額の分配を行う。日次の金額は、月次で累積されかつ支払われる。
- ・ **毎年分配型クラス**：当該クラスは、年次ベースで、前年に生じた収益に基づく金額または運用開始日／年度初めに設定した年次目標利回りに基づく分配金の分配を行う。サブ・ファンドによって、報酬控除後または報酬込みの収益が分配されることがある。
- ・ **四半期分配目標型クラス**：当該クラスは、四半期ベースで、年度初めに設定した年次目標利回りに基づく分配金の分配を行うことを目指す。
- ・ **四半期分配型クラス**：当該クラスは、四半期ベースで、同四半期に生じた純収益に基づく金額の分配を行う。分配金の分配方針は、ファンドの英文目論見書により詳細に記載されている。当期において、英文目論見書に記載されている分配以外の分配は実施されていない。

注14 オプション

関係するサブ・ファンドなし。

注15 スワップ

関係するサブ・ファンドなし。

注16 担保

関係するサブ・ファンドなし。

注17 取引費用

金融商品の購入または売却に関連して2020年にサブ・ファンドが負担した取引費用は、「運用および純資産変動計算書」の特定の費用欄に開示されている。取引費用には、金融商品の購入または売却に直接関連する費用が（かかる費用が取引確認書において個別に表示される場合に限り）含まれる。

一部の資産クラスでは、取引費用は通常、取引価格に組み込まれており、個別に計上されない。

このため、サブ・ファンドの投資の性質によっては、一部のサブ・ファンドにおいて取引費用区分にデータが報告されないことがある。

証券貸付に関連する取引および証券貸付に関連する費用は、これらの数値に含まれていない。

注18 議決権行使方針

管理会社は、ポートフォリオ証券に付帯された議決権の行使を可能にするために、議決権行使方針を実施している。管理会社は、ファンドの最善の利益に合致する方法で議決権を行使することを目指す。議決権の行使において、その提案がショートおよびロング・タームの両方で保有するポートフォリオの価値に与える経済的影響が考慮される。一般的に、管理会社は、企業の戦略を支援し経営陣の提案に賛成票を投じることが、ポートフォリオの価値を高めるものとする。しかし、場合によっては、経営陣が示した提案が当該価値に悪影響を及ぼすことがあり、このことが管理会社の議決権行使に影響を及ぼすことがある。

管理会社は議決権を行使する。また、管理会社が委任された投資運用会社にポートフォリオ証券の議決権行使を授権した場合には、管理会社は委任された投資運用会社が議決権行使方針または別の承認された方針に従うことを要求する。同時に、管理会社および／または投資運用会社は、独立した第三者として委任状の分析、受益者会議の勧告、記録保管および議決権行使業務を支援させる場合がある。この場合、当該業務提供者は議決権行使方針に従って業務を提供するものとする。

注19 クラス・アクション

クラス・アクション（集団訴訟）とは、損失が起きた場合に投資家の集団が企業または公的機関から金銭的な補償を得るために請求することができる訴訟のことである。管理会社は、独立した二つの企業としてクラス・アクション活動を支援し、国際的な補償を確保する業務に従事させている。

ポートフォリオ分析、保管データの収集およびクラス・アクションに関するその他の活動の支援に関連して当該業務に対して事前に支払われた費用は、財務書類の「その他の手数料」において計上される。

クラス・アクションが決着された時に受領する金額は、財務書類の「その他の収益」において計上される。

2020年度中、クラス・アクションの結果として、ファンドは合計2,986米ドルを受領した。

注20 償還したサブ・ファンド

関係するサブ・ファンドなし。

(3) 投資有価証券明細表等

アムンディ エス・エフ・SMBC・アムンディ プロテクトファンド 米ドルステップ 201809

投資有価証券明細表

2020年12月31日現在

数量		時価 米ドル	純資産比率 %
ロングポジション		57,776,428	98.87
公認の証券取引所に上場されているおよび/または他の規制ある市場で取引されている 譲渡性のある有価証券		52,578,685	89.98
債券		52,578,685	89.98
アメリカ合衆国		52,578,685	89.98
17,300,000	USA T-BONDS 0% 15/08/2024 USD (ISIN US912820P847)	17,154,032	29.36
17,200,000	USA T-BONDS 0% 15/08/2024 USD (ISIN US912833LS79)	17,029,343	29.15
14,300,000	USA T-BONDS 1.875% 31/08/2024	15,159,117	25.94
1,000	USA T-BONDS 2.125% 30/09/2024	1,070	0.00
1,000	USA T-BONDS 2.25% 31/10/2024	1,076	0.00
3,001,000	USA T-BONDS 2.375% 15/08/2024	3,234,047	5.53
UCITS/UCISの株式/受益証券		5,197,743	8.89
投資信託における株式/受益証券		5,197,743	8.89
ルクセンブルク		5,197,743	8.89
3,997	AMUNDI GOVT BOND LOWEST RATE EUROMTS INVESTMENT GRADE UCITS ETF -EUR (C)	1,294,328	2.21
19,319	AMUNDI INDEX EURO AGG CORPORATE SRI UCITS ETF DR (C)	1,300,077	2.22
31,483	AMUNDI INDEX US CORP SRI UCITS ETF DR (C)	1,985,978	3.40
11,478	AMUNDI MSCI EM LATIN AMERICA UCITS ETF - EUR (C)	163,975	0.28
609	AMUNDI MSCI EUROPE VALUE FACTOR UCITS ETF - EUR (C)	150,417	0.26
3,074	AMUNDI S&P 500 ESG UCITS ETF DR (C)	302,968	0.52
投資有価証券合計		57,776,428	98.87

添付の注記は当財務書類の一部である。

IV. お知らせ

欧州において持続可能な投資に関する開示規則が導入されたことに伴い、本サブ・ファンドは、その投資プロセスに持続可能性要因を統合し、持続可能性要因に関する投資判断による主な悪影響を考慮に入れることとなります。詳細は、2021年6月30日付の有価証券報告書「2. 投資方針、(1) 投資方針」、「3 投資リスク、(2) リスクに対する管理体制、③持続可能な投資」等をご参照ください。